

行橋市
業務系新ネットワーク構築業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

行橋市 総務部情報政策課

目次

1	事業概要	- 1 -
1.1	事業の目的	- 1 -
1.2	委託業務内容	- 1 -
1.3	履行期間	- 1 -
1.4	委託金額の上限額	- 1 -
1.5	調達方針	- 2 -
2	参加資格者	- 3 -
2.1	参加資格者要件	- 3 -
3	プロポーザル実施について	- 4 -
3.1	書式配付	- 4 -
3.2	プロポーザルの実施スケジュール	- 4 -
3.3	資料閲覧	- 4 -
3.4	プロポーザルの辞退	- 4 -
4	提出書類	- 5 -
4.1	参加申込に関するもの	- 5 -
4.2	第一次選考審査に関するもの	- 5 -
4.3	第二次選考審査に関するもの	- 6 -
5	選考審査について	- 7 -
5.1	選考方法	- 7 -
5.2	第一次選考審査	- 7 -
5.3	第二次選考審査	- 7 -
5.4	優先交渉権者の選定及び契約交渉	- 7 -
6	質問について	- 8 -
6.1	第一次選考審査に関する質問	- 8 -
6.2	第二次選考審査に関する質問	- 8 -
7	参加資格の取消し	- 9 -
8	その他事項	- 9 -

1 事業概要

1.1 事業の目的

行橋市（以下「本市」という。）では、現在各基幹業務のシステム毎にネットワークを構築し、各導入部署において運用管理を行っているため、全体的なネットワークが複雑化し、管理や各ネットワーク間の連携等を滞りなく実施することに苦慮しています。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号、以下「標準化法」という。）に基づき、当市の基幹業務システムにおいても令和7年度中の標準準拠システムへの移行を予定しております。

標準化法に対応したシステムについては、一部を除きガバメントクラウド上で構築することを想定しており、庁内ネットワークを含めた連携の経路が増加することが見込まれているため、標準化対応を見据えたネットワークを新たに構築することを計画し、これに伴い当該ネットワークの設計業務及び構築業務の委託を予定しております。

優先交渉権者の選定については、競争性の確保を図るとともに、設計及び構築業務に係る提案内容や能力等を重視するため、本プロポーザルを実施し、最も優れた提案を行った業者を選定することとします。

1.2 委託業務内容

別紙基本要件参照

1.3 履行期間

契約締結の日から令和6年12月27日までとする。

1.4 委託金額の上限額

100,840,000円（消費税相当額を含めない）

上限価格内訳

設計・構築価格(27,590,000円)

機器価格(73,250,000円)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すものであることに留意すること。

また、価格提案書を提出する際は、各上限価格を超えてはならない。

運用保守費用(参考価格)については、本上限額には含めない。

1.5 調達方針

No.	調達内容	契約期間	調達方式
1	設計業務及び構築業務	契約締結日～令和6年12月27日	プロポーザル方式(本調達)
2	機器(リース)	令和7年1月～令和11年12月	別途契約
3	運用保守業務	未定	別途契約

(設計業務及び構築業務)

- (1) 設計業務及び構築業務の事業者は公募型プロポーザル方式により選定する。
- (2) 契約方法は公募型プロポーザル方式により選定した受注候補者を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とする。
- (3) 機器については提出された見積金額によりリース業者を別途選定しリース契約を締結する。このため、受託事業者は本市が決定したリース業者と売買契約を締結することとなる。

(機器リース)

- (1) 機器リースについては、競争入札により別途調達を行う予定とする。
- (2) 機器については、受託事業者により提出された機器とする。
- (3) リース契約期間については、令和7年1月から令和11年12月までの5年間とする。

(運用保守業務)

- (1) 運用保守業務については、別途調達を行う予定とする。
- (2) 契約方法については、プロポーザル方式により選定した受注候補者を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を行う予定とする。

2 参加資格者

2.1 参加資格者要件

本プロポーザルに関する参加資格者は次の要件を満たす者とする。

- (1) プロポーザル参加の応募に当たり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4、第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 を準用する。
- (2) 行橋市物品等供給契約の競争入札参加の資格及び審査に関する規則（昭和 61 年行橋市規則第 12 号）に定めるところにより、競争入札の参加資格を有している者であること。
- (3) (2)に該当しない者で、参加申込書の提出を行う場合は、法人税、消費税及び地方税の滞納のない証明書（令和 6 年 1 月 1 日以降発行のもの）の原本の写しを参加申込書に添えて提出すること。なお、本プロポーザルにより選定した優先交渉権者となった場合は、契約締結時まで、入札参加資格者名簿の登録手続きを完了すること。
- (4) 行橋市指名停止等措置要綱（平成 19 年行橋市告示第 77 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 市から概ね 2 時間圏内の場所に拠点となる事務所を有し、ネットワーク障害及びハードウェア障害等発生時には十分なシステムサポートができ、速やかに対応できること。
- (6) 本業務の実施予定部門が ISO/IEC 27001:2013、ISO/IEC 27001:2022 いずれかの認証を取得又はこれらと同等程度の認証を取得しており、情報セキュリティマネジメントを的確に行う体制が整備されていること。
- (7) 本プロポーザルにおいて、他の参加申込者の協力事業者になっていない者。
- (8) 次に掲げる法律の規定により申立て等がなされていないこと。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の決定後又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく行橋市の入札参加資格者名簿の登録者を除く。
 - (ア)破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項もしくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て
 - (イ)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て
 - (ウ)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て
 - (エ)会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条もしくは第 644 条の規定に基づく清算の開始

3 プロポーザル実施について

3.1 書式配付

参加申込書、第一次選考審査書式及び第二次選考審査書式は、本市ホームページより取得すること。

3.2 プロポーザルの実施スケジュール

本プロポーザルにおける実施スケジュールは以下の通り。

なお、スケジュールは予定であり変更する場合もある。その場合は事前に本市から連絡を行う。

令和6年4月1日(月)	公告
令和6年4月8日(月)	質問書提出期限(第一次選考審査に関する事)
令和6年4月11日(木)	質問最終回答予定日(第一次選考審査に関する事)
令和6年4月15日(月)	参加申込書・第一次選考審査対象書類一式 提出期限
令和6年4月17日(水)	第一次選考審査 結果通知
令和6年4月24日(水)	質問書提出期限(第二次選考審査に関する事)
令和6年5月2日(木)	質問最終回答予定日(第二次選考審査に関する事)
令和6年5月9日(木)	第二次選考審査対象書類一式 提出期限
令和6年5月16日(木)~21日(火)	第二次選考審査(プレゼンテーション)
令和6年5月23日(木)	第二次選考審査 結果通知
令和6年5月23日(木)~6月3日(月)	契約交渉期間(※予定)

3.3 資料閲覧

- (1) 現状環境等、関連情報の閲覧については、総務部情報政策課情報政策係と日程を協議の上、閲覧を行うこと。
- (2) 閲覧期間は、令和6年5月8日(水)までとする。ただし閲覧は参加申込書(様式1)及び機密保持誓約書(様式10)を提出した事業者に限る。
- (3) 資料閲覧に際し、関係資料を無断で持ち出さないこと。複写及び複製をしないこと。

3.4 プロポーザルの辞退

本プロポーザル参加表明後に参加を辞退する場合、速やかに書面(任意様式)をもって申し出ること。その際、既に提出した書類等は返却しない。

4 提出書類

本プロポーザルに関する必要書類は、別添1「業務系新ネットワーク構築業務委託公募型プロポーザル参加申込書・技術提案書作成要領」（以下「作成要領」という）に基づき、提出すること。

4.1 参加申込に関するもの

- (1)提出書類 参加申込書（様式1）
※提出書類は PDF 形式とすること。
- (2)提出部数 1部
- (3)提出方法 電子メールにて提出
標題：行橋市業務系新ネットワーク構築業務委託プロポーザル参加表明（代表企業名）
e-mail：jyouhou[アットマーク]city.yukuhashi.lg.jp
※スパムメール防止の為、@を[アットマーク]に変換しています。
- (4)提出先 行橋市総務部情報政策課
- (5)提出期限 令和6年4月15日（月）17時まで

4.2 第一次選考審査に関するもの

- (1)提出書類 会社概要書（様式2）
業務協力事業者予定書（様式3）
同種業務実績調書（様式4）
業務実施体制図（様式5）
※提出書類は PDF 形式とすること
- (2)提出部数 正本1部
副本1部
※ただし、副本については事業者名（提案者名）・所在・電話番号等は見えないように黒塗り等しておくこと。（評価者が公平に審査するため）
- (3)提出方法 電子メールにて提出
標題：行橋市業務系新ネットワーク構築業務委託プロポーザル参加表明（代表企業名）
e-mail：jyouhou[アットマーク]city.yukuhashi.lg.jp
※スパムメール防止の為、@を[アットマーク]に変換しています。
- (4)提出先 行橋市総務部情報政策課
- (5)提出期限 令和6年4月15日(月)17時まで

4.3 第二次選考審査に関するもの

- (1)提出書類 技術提案書（任意様式）
提案価格書（様式6）
提案価格内訳書（物品）（任意様式）
提案価格内訳書（業務委託費）（任意様式）
運用保守価格書（任意様式）
業務従事者一覧表（様式7）
- (2)提出部数 技術提案書（鑑）を付けた紙正本とする。
代表者押印の紙正本を1部、副本9部（コピー可）、提出内容と同じデータ（CD等）1部
※ただし、副本については事業者名（提案者名）・所在・電話番号等は見えないように黒塗り等しておくこと。（評価者が公平に審査するため）データの副本については、黒塗り等有り・無しの双方提出すること。
- (3)配布期間 第一次選考審査を通過した事業者に別途連絡
- (4)提出方法 持参又は書留による郵送
封書には「プロポーザル技術提案書在中」と朱書きすること
紙正本及びデータ（CD等）は同一の封筒に入れ封入封緘押印し提出すること
副本は別封でもよいが、正本副本ともに提出期限までに提出すること
- (5)提出先 行橋市総務部情報政策課
- (6)提出期限 令和6年5月9日（木）17時まで
持参の場合は、土日及び祝日を除く日の8時30分から17時まで
郵送の場合は必着

注1）技術提案書の記述にあたっては、説明せずとも提案書を読んで理解しうる内容とすること。

注2）説明は文章を持って行い、図等は文章を補うものとする。

5 選考審査について

5.1 選考方法

- (1) 本プロポーザルは行橋市業務系新ネットワーク構築業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）による２段階の審査によって優先交渉権者及び次点者を選定する。

5.2 第一次選考審査

- (1) 別に定める第一次選考審査評価基準（別添１「作成要領」参照）に基づき審査委員会が参加申込者の技術者数等、担当する総括責任者及び管理技術者等の経歴、業務実績及び保有資格等を評価した評価点により、上位５者を第一次審査通過事業者として選定する。
- (2) 第一次選考審査評価基準に対して、評価点が６割未満であった者については、第二次選考審査を行わない。
- (3) 選考審査結果については電子メール（参加申込書記載のメールアドレス）をもって通知する。
- (4) 二次審査のプレゼンテーションにおける実施方法等については、一次審査結果通知時に併せて通知する。

5.3 第二次選考審査

- (1) 第二次選考審査にあたっては、「基本要件」に基づいて提出された第二次選考審査対象書類一式及び第二次選考審査（プレゼンテーション）内容について、別に定める第二次選考審査評価基準（別添１「作成要領」参照）に基づき公平かつ客観的に評価を行う。
- (2) 第二次審査の最多数者が２人以上ある場合は、提案価格点の高い者を優先順位として扱う。
- (3) 第二次選考審査評価基準の提案価格点及び審査員審査評価点の合計に対して、評価点が６割未満であった者については、優先交渉権者として選定しない。
- (4) 選考審査結果については電子メール（参加申込書記載のメールアドレス）をもって通知する。

5.4 優先交渉権者の選定及び契約交渉

- (1) 第二次選考審査の合計点が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。
- (2) 本市は優先交渉権者と契約交渉を行う。
- (3) 優先交渉権者は本市既存ネットワーク機器等の利活用等について、本市と協議すること。
- (4) 以下のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者が優先交渉権者に繰り上がる。
 - (ア) 審査後に提案書提出者の要件を満たすことが出来なくなったとき。
 - (イ) 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。
 - (ウ) 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
 - (エ) その他の理由により優先交渉権者と契約の締結が不可能になったとき。

6 質問について

6.1 第一次選考審査に関する質問

(1)提出書類 第一次質問書（様式8）

(2)提出期限 令和6年4月8日(月)17時まで

(3)提出方法 電子メールのみ

標題：行橋市業務系新ネットワーク構築業務委託プロポーザル質問書（代表企業名）

e-mail：jyouhou[アットマーク]city.yukuhashi.lg.jp

※スパムメール防止の為、@を[アットマーク]に変換しています。

(4)回答方法 質問最終回答予定日(第一次選考審査に関する事)までに随時、質問者に対して電子メールで回答を行うほか、第一次選考審査質問最終回答予定日に質問者を伏せた形で本市ホームページにて公表する。

ただし、質問の内容によって本事業者選定に公平性を保てない場合又はセキュリティ上公表することに問題がある場合には回答しないことがある。

6.2 第二次選考審査に関する質問

(1)提出書類 第二次質問書（様式9）

(2)提出期限 令和6年4月24日(水)17時まで

(3)提出方法 電子メールのみ

標題：行橋市業務系新ネットワーク構築業務委託プロポーザル質問書（代表企業名）

e-mail：jyouhou[アットマーク]city.yukuhashi.lg.jp

※スパムメール防止の為、@を[アットマーク]に変換しています。

第二次質問書については、参加申込書記載のメールアドレスが送信元以外の場合は受け付けない。

(4)回答方法 第二次選考審査質問最終回答予定日までに随時、第一次選考審査通過者全員に質問者を伏せた形で電子メール(参加申込書記載のメールアドレス宛)による回答を行う。

ただし、質問の内容によって本事業者選定に公平性を保てない場合又はセキュリティ上公表することに問題がある場合には回答しないことがある。

7 参加資格の取消し

次のいずれかに該当する場合又は制限している事項に違反した場合は、当該事業者の参加資格を無効とする。また、第二次選考審査後に次のいずれかに該当していることが確認された場合で、その者が優先交渉権者であった場合においても、参加資格を無効とし、次点者を優先交渉権者として繰り上げることとする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。なお虚偽の記載をした事業者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (3) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (5) 第二次選考審査（プレゼンテーション）に正当な理由なく欠席した場合。
- (6) 委託金額の上限額を事前公表する場合において、提案価格の金額が、委託金額の上限額を超過した場合。
- (7) 参加申込書に記載された事業者以外の者が提案を行った場合。
- (8) 記載内容が著しく不明瞭な提案を行った場合。
- (9) 複数の書類提出を行った場合。複数の書類提出を行った場合。

8 その他事項

- (1) 提出書類の作成・提出、説明会の参加等一切の経費は、提案事業者の負担とする。なお、提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類に記載した担当予定者の変更は原則禁止とする。やむを得ず変更する場合には、事前に本市の了承を得ることとする。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証拠書類等を添付すること。
- (3) 提出期限以降における提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案事業者にすべて帰するものとする。ただし、本市は本事業の範囲において公表する場合には、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5) 書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、「日本語」、「日本円」、「日本標準時」及び「計量法（平成4年法律第51号）の規定によるもの」とする。